

公聴会における意見に対する考え方

平成 25 年 11 月 25 日から 29 日にかけて、県内 16 会場で都市計画法第 16 条に基づく公聴会を開催し、1 名の公述人から意見陳述があった。

都市計画 区域名	意見要旨	対応方針
県北	<p>○近年の社会情勢（人口減少、少子・高齢化の進行）の変化を踏まえ、拡散型の都市づくりを転換し生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現するため、「地域特性に応じたコンパクトな都市づくり」を推進する基本方針が示されていることから賛成する。</p> <p>○今後も県北都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や福島県の商業まちづくりの考え方に基づき、中心市街地の衰退を引き起こす大型商業施設の郊外立地を抑制するとともに、拡散から集約型の都市づくり、震災を踏まえた都市づくりに向け、適正な土地利用が図られることを望む。</p>	・原案のとおりとします。